

第50号の内容



- ▼平成29年度上半期消費生活相談受付状況
- ▼健康食品とは？～5つの問題～
- ▼賃貸住宅のトラブルに気をつけましょう
- ▼今後開催予定の講座の御案内

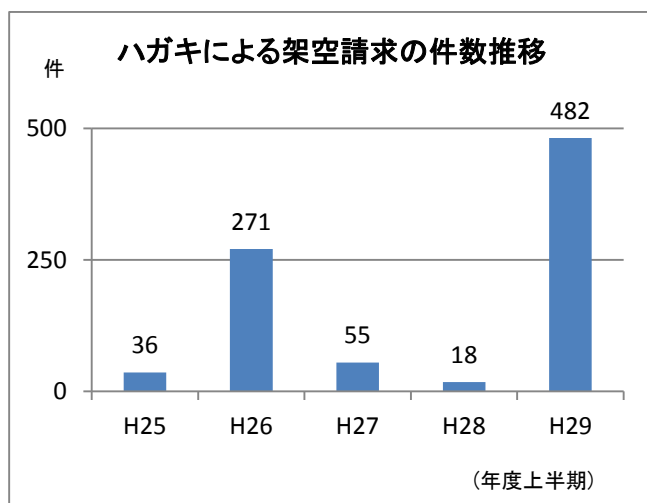
平成29年度上半期消費生活相談受付状況

平成29年度上半期（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に滋賀県内消費生活相談窓口で受け付けた相談について取りまとめました。詳細は当センターHP（<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/gaiyo/files/20171219.pdf>）をご覧ください。

1 ハガキによる架空請求が急増

ハガキによる架空請求の相談が482件と急増し、前年同期の26倍（464件増）となっています。このうち、50歳代女性（116件）および60歳代女性（234件）からの相談が特に多く、72.6%を占めています。

ハガキに記載された連絡先に連絡したところ、裁判取下げの費用がかかると言われ、高額な料金を振り込んでしまった事案も発生しています。



実際に送付されたハガキの文面→

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされました事をご通知致します。管理番号（え）584 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの元、給料差し押さえ及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して頂くようお願いいたします。裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年●月●日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞が関●丁目●番●号

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-●●●●●●●●

受付時間 9:00～20:00（日、祝除く）

2 高齢者の相談件数が増加

高齢者（65歳以上）の相談件数は1,983件と、前年同期と比べて8.8%（160件）の増加となっています。

過去5年間でみると、平成25年は高齢者への健康食品の送り付けに関する相談が急増したため相談が増加し、その後緩やかに減少傾向にありましたが、①ハガキによる架空請求、②インターネット情報サービスに関する相談（主にサイト料金の不当請求）が高齢者においても増加したことで、再び増加に転じたものと考えられます。

また、高齢者の全相談に占める割合についても、31.8%と前年同期（29.6%）と比べて2.2%増加しており、滋賀県の高齢者人口の割合（25.3%）を上回っています。

・ **高齢者は、日中に在宅していることが多いため電話や訪問がしやすく、年金で定期的な収入が見込まれることなどから、悪質業者から狙われやすくなっています。**



少しでも業者の言動に不審な点を感じたらきっぱりと勧誘を断りましょう。

・ **高齢者に対しては、家族、地域などの見守りが非常に重要です。**

- ①声をかける（困っていることはないか聞いてみる）
- ②話を聞く（一緒に解決方法を考える）
- ③つなぐ（被害にあっていたら消費生活センターへの相談をすすめる）
ことを心がけましょう。

3 訪問購入に関する相談が増加

訪問購入（訪問買取り）に関する相談件数は、昨年度は一旦減少したものの再び増加に転じ、178.3%（36件増）となっています。年齢別でみると、70歳以上が最も多く（32件）、次いで60歳代（21件）となっており、主に自宅にいることの多い高齢者が被害に遭っていると考えられます。

《事例・・・不用品の訪問買取り》

自宅に業者から「古着の買取りをしている」と電話があり、来訪を承諾した。古着の査定後、業者から「アクセサリーを見せてほしい」と言われた。ネックレスと指輪を見せたところ、私の承諾も得ずアクセサリーを含めた値段をつけ、代金と売上伝票を出されたため、断りきれず代金を受け取ってしまった。業者が帰った後、買取額が安すぎると思った。アクセサリーだけでも返してほしい。

（70歳代 女性）



（消費者庁イラスト集より）

- ・ 訪問購入の契約は、**法律で定められた書面交付から8日間はクーリング・オフができます**。事前に行取りを承諾していない貴金属などの売却を迫られたら、きっぱりと断りましょう。物品を売却する際には、買取業者から交付された書面に物品の種類や特徴、買取価格、クーリング・オフに関する事項について記載があるかしっかり確認しましょう。
- ・ **クーリング・オフ期間中であれば、物品の引渡しを拒むことができます**。売却に承諾した場合でも、物品はすぐ引き渡さないことがトラブル防止となります。

健康食品とは？ ～5つの問題～

私たちが口からとるものは、**食品**と**医薬品**（医薬部外品を含む）に分けられます。健康食品は、健康の維持や増進の効果をうたっているにもかかわらず、あくまで**食品**に分類されます。

一般的に健康食品とは、健康に良いことをうたった食品全般のことです。「特定保健用食品（トクホ）」、「栄養機能食品」、「機能性表示食品」など、国や事業者による効果の裏付けが示されているものと、パッケージに機能性を表示することはできず、国の関与のない「その他健康食品」に分けることができます。

【健康食品5つの問題】

1 健康食品で病気が治る？

錠剤・カプセル状の製品は、薬のように見えますが、「食品」であり、病気を治す効果、防ぐ効果はありません。

2 天然・自然由来のものが原料なら安全？

天然・自然由来の毒素は無数にあります。天然・自然由来の食品でも、健康食品として使用する場合は、普段の食べ方とは異なるため、食品では予想しないような影響が出る場合があります。

3 専門家の研究結果と同じ効果がある？

有効性の試験は特定の条件下で行われています。人が食べた時に必ずしも、誰でも同じ効果が出るとは限りません。

4 体験談は信用できる？

体験談は、利用者の感想にすぎません。宣伝のために都合の良い内容のみ編集して掲載されている場合もあります。

5 一時的な体調不良は効果の証拠？

「好転反応」と呼ばれる、体調が良くなる過程で、一時的に体調が悪くなるような症状が出ることは、健康食品では起こらないとされています。

健康の維持・増進の基本は、「栄養バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養」です。

安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、食事、運動、休養の質を高めるための補助的なものとして、健康食品を上手に利用しましょう。

（出典：「健康食品5つの問題」消費者庁 消費者安全課・表示対策課・食品表示企画課
<http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/index.html#pamphlet>）



（消費者庁イラスト集より）

★★賃貸住宅のトラブルに気をつけましょう★★

進学や就職、転勤などに伴う引っ越しシーズンが近づいてきました。

賃貸住宅に入居する場合、家主に敷金を払って入居するのが一般的です。ところが、退去時に、壁紙、床の張り替えやハウスクリーニング代など高額な原状回復費用を請求され、敷金を上回る費用を請求されるなどのトラブルが多く発生しています。

退去時のトラブルを防止するためには、**入居時に損耗等の有無など物件の状況や、契約条件について、よく確認**することが重要です。**退去時には、家主側の立会いの下で部屋の状況を確認**しましょう。また、家主側から示された原状回復費用についても、疑問点や納得のいかない点は十分に説明を求めましょう。

万が一トラブルになった場合は、お近くの消費生活相談窓口にご相談してください。

★今後開催予定の講座の御案内★

◆消費者講座◆

| 日時 | テーマ | 講師 | 会場 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 2月28日(水) 14:00～16:00 | 最近の消費者トラブルの現状から 被害防止に向けて地域でできること ～高齢者の「見守り」を考える～ | 京都産業大学 法科大学院教授 京都消費者契約ネット ワーク理事 高嶋 英弘 氏 | 湖南市立共同福祉 施設 (サンライフ甲西) |

★お申し込みは、電話かファックスにて下記までご連絡ください★ **受講料は無料です!**

滋賀県消費生活センター TEL:0749-27-2234 FAX:0749-23-9030

◆◇「困ったな」「変だな」と思ったら、

まず消費生活相談窓口へご相談ください◆◇

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く



くらしのかわら版第50号 (平成30年1月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成30年4月下旬に発行予定です。